

議案第 25 号

松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例
松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「100 分の 212.5」を「100 分の 190」に改め、同条第 2 号中「100 分の 232.5」を「100 分の 205」に改める。

附則に次の 3 項を加える。

（平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月 5 日までの間の給料の特例）

9 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月 5 日までの間の市長及び副市長の給料の月額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の 100 分の 20 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、第 4 条及び第 5 条の規定による手当額の算出の基礎となる給料月額は、第 2 条に定める額とする。

（平成 25 年 6 月から平成 28 年 12 月までの間の期末手当の特例）

10 平成 25 年 6 月から平成 28 年 12 月までの間に支給する市長及び副市長の期末手当の支給割合については、第 4 条各号の規定にかかわらず、同条各号の規定による割合に 2 分の 1 を乗じて得た割合とする。

11 前 2 項の規定は、市長にあってはこの条例の施行の際現に在職する市長において、副市長にあってはこの条例の施行の際現に在職する市長が在職する間において適用する。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。